

養父市農業委員会

第1回会議録

令和4年11月1日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第1回会議録

1. 開催日時 令和4年11月1日（火曜日） 午前10時開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第1号 養父市農業委員会会長の選出について

議案第2号 養父市農業委員会会長職務代理者の選出について

議案第3号 養父市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第4号 養父市農業委員会運営委員会委員の選任について

4. 出席農業委員（13名）

1番 谷垣重俊	2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光
5番 前川章	6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満
9番 山根達夫	10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博
13番 西谷英樹			

5. 欠席農業委員（0名）

無し

6. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 定岡 良樹

7. 招集者

市長 広瀬 栄

産業環境部長 漆畑 貴俊 次長 岡 和昭

事務局 : それでは、ただいまより第1回養父市農業委員会総会を開会いたします。

初めに、会議の成立について報告をいたします。本日は、13名全員の出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、委員の過半数の出席を満たしております。本日の総会は成立をいたします。

初めての委員の方もおられますので、ここで、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。紹介は、氏名と行政区程度でよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、最初にこちら側の木下さんのほうからお願ひします。

木下委員 : 失礼します。木下計介と申します。よろしくお願ひいたします。今回、2期目になります。1期目は推進委員をしていました。2期目で農業委員に就任させていただいております。分からないことばかりですが、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

珍坂委員 : 馬瀬の珍坂聡です。初めてこの場に來ました。よろしくお願ひします。

秋山委員 : 失礼いたします。秋山博と申します。今後よろしくお願ひいたします。今回で3期目になります。行政区は、2期目のときには高柳地区を持っております。よろしくお願ひいたします。

藤原義委員 : 旧養父町の藤原義幸と申します。これで4期目になります。よろしくお願ひします。

圓山委員 : 広谷3区の圓山満と申します。よろしくお願ひします。もう少し社員をしながらということになるので、なかなか思ふような活動ができないんですが、一生懸命やっついていこうと思っております。よろしくお願ひします。

吉村委員 : 養父市場の吉村英之と申します。農業委員会のこともほとんど何にも分かりませんので、皆さん方の御指導をお願ひいたしまして、何とかついていけるようにひとつお願ひしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

谷垣委員 : 失礼します。宮垣の谷垣重俊と申します。農業委員会、これで3期目ということで、この10月31日までは、7期では会長を務めさせていただいて、これも皆様のいろいろの御協力でさせていただきました。ありがとうございました。ひとつよろしくお願ひいたします。

坂本委員 : 失礼します。大屋町宮本の坂本光と申します。今回、初めて農業委員任命を

されました。皆さんには迷惑をかけないように、またいろんなことを教えてもらいたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

前川委員： 皆様、改めておはようございます。大屋町蔵垣の前川と申します。日頃はおおや高原というところで有機農業を営んでおります。農業委員は、大屋地区3区、西谷方面が今回も担当になるかと思えます。3期目ではありますけどもまだまだ若造ですので、また皆さんに御指導いただきながら農業委員を務めてまいりたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

西谷委員： おはようございます。西谷英樹と申します。大谷の出身です。どうぞよろしくお願ひいたします。

山根委員： 失礼します。山根達夫と申します。関宮です。担当は大体、旧関宮町の関宮校区を前回は担当しておりました。今で4期農業委員をさせてもらっています。また今期も頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

藤原健委員： 失礼します。藤原健次です。担当地区は、氷ノ山鉢伏の山間部を担当するようになっております。農業委員は、1期、2期とやって、1期休んで、前期は推進委員をしていました。また今後ともひとつよろしくお願ひいたします。

濱田委員： おはようございます。関宮の濱田房子と申します。今回、素人で女性の目から農業委員会のほうで携わってほしいということで御依頼がありまして、本当に全く、田んぼも畑もしたことがありません。家は自営業で商売をしておりますんで、そちらのほうと母の介護とでばたばたしておりますんで、本当に毎回この委員会にも出れるかどうかもちょっと心配なんですけど、できるだけ時間をつくって参加させていただいて勉強させていただきたいと思っておりますので、御迷惑をおかけするかと思えますけど、よろしくお願ひいたします。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、総会次第の第3番、臨時議長の選任に入らせていただきます。

本日招集されました養父市農業委員会の総会は、改選後第1回目の総会でございます。会長を選出しておりません。会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用しますと、年長の委員が臨時に議長を務めることとなっておりますけども、よろしいでしょうか。

「異議なし」

本日の出席委員中、吉村英之委員が最年長者であります。会長が決まるまでの間、お願いしたいと思ひます。吉村委員、よろしくお願ひいたします。

臨時議長： 失礼いたします。ただいま紹介をいただきました吉村でございます。地方自治法の規定によりまして、最年長者で臨時議長を務めるということですので、何も分からない私でございますが、皆さん方の御理解と御協力によりまして、円満に進行しますよう、皆さん方の格段の御協力をお願いいたしまして、大変失礼ですが、挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

座って議長をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議事に入ります前に、次第の4番、総会議席の指定を行いたいと思ひます。

ただいまより事務局の説明を求めます。

事務局： ここからは座らせていただいて進めさせていただきます。

現在、委員の皆さんには、便宜上行政順に座っていただいておりますが、養父市農業委員会会議規則第8条に、委員の議席はあらかじめ抽選で定めると規定されております。このため、議席を抽選で決定しておく必要があります。

方法としましては、今の議席のままで順番にくじを引いてもらいまして、議席番号を決定する方法でございます。なお、総会議事録署名委員は、議席順に2名が指名されますので、よろしくお願ひいたします。

臨時議長： 事務局の説明が終わりました。

議席の抽選方法は、ただいま説明のあった方法でよろしいでしょうか。異議はございませんか。

「異議なし」

異議なしと認めます。よって、くじの準備をお願いいたします。

事務局： それでは、ただいまより委員の席へ抽選箱を持ってまいります。くじを引いたら、お名前と番号を報告してください。

臨時議長： 抽選が終わるまで暫時休憩といたします。

(暫 時 休 憩)

臨時議長： 再開いたします。

ただいま抽選を行いました議席表の順番を事務局から発表いたします。

事務局： 結果を申し上げます。1番、谷垣委員。2番、吉村委員。3番、藤原健次委員。4番、坂本委員。5番、前川委員。6番、濱田委員。7番、珍坂委員。8番、圓山委員。9番、山根委員。10番、藤原義幸委員。11番、木下委員。12番、秋山委員。13番、西谷委員。

以上のとおり、議席番号及び議事録署名順が決定いたしました。なお、後ほど選任します会長は、毎回、議事録署名人となります。

臨時議長： それでは、ただいま発表のあった議席に移動をお願いいたします。移動が終わるまで、暫時休憩といたします。

(暫 時 休 憩)

臨時議長： 再開いたします。

議事に入らせていただきます。

それでは、次に、第5番、議事に入ります。議案第1号、養父市農業委員会会長の選出について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項により、委員の互選で行うこととなっております。養父市農業委員会運営規則第5条第1項では無記名投票によると規定されておりますが、第1項の規定にかかわらず、第2項では、出席委員の過半数の同意を得てほかの方法によることとなっております。ほかの方法の例につきましては、立候補、選考委員による選出のほか、推薦などがございます。

臨時議長： 事務局より説明がありました。

選出方法について、まず、立候補の方法についてお諮りをしてよろしいでしょうか。異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしとの回答でございますので、進めさせていただきます。

会長に立候補されます委員の方の挙手を願いたいと思います。

山根委員： 山根です。

臨時議長： 山根委員が会長へ立候補されましたがほかに立候補はございませんか。
(立候補なし)

ただいま会長に山根委員さんが立候補されました。

山根委員を会長に決定することに賛成委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

臨時議長： 全員挙手。よって、会長には、山根委員が決定いたしました。
ここにおられます山根委員に、会長に決定したことを告知いたします。
それでは、会長になられた山根委員から就任の御挨拶をいただきます。

山根会長： 失礼します。山根達夫と申します。関宮出身ですけども、今まで、先ほど申しましたように、農業委員を4期やらせてもらいました。そしてまた、もう1期、自分では頑張ってやろうと思っています。

市長が先ほど申しましたように、養父市の農業、そして我々養父市の農業委員会をますます発展させていって、またこれから決まる職務代理、そして皆様の御協力のほど得まして、何とか3年間頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(拍手)

臨時議長： ありがとうございます。

会長が決定いたしましたので、臨時議長の職を解かせていただきます。御協力に感謝し、席を交代させていただきます。ありがとうございます。

事務局： それでは、臨時議長の吉村委員につきましては、大役をありがとうございました。

今後の議長につきましてはですが、養父市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が総会の議長を務めるとされておりますので、ここからは山根会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

事務局： それでは、会長が会長席に、議長の席に座っていただきましたので、ここからは山根会長に議事を進めていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長： 不慣れなものでいろいろお間違いがあるかと思っておりますけども、よろしくお願ひいたします。

議案第2号、会長職務代理の選出について。それでは、議案第2号、養父市農業委員会会長職務代理の選出についてを議題とします。

会長職務代理の選出につきまして、会長の選出と同様に、養父市農業委員会

運営規則第5条第1項で無記名投票による規定とされていますが、第2項で出席委員の過半数の同意を得てほかの方法によることもできるようになっています。選考方法は立候補、選考委員による選考、会長指名などがあります。

まず、立候補の方法についてお諮りしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がないようですので、まず、立候補についてお諮りします。
会長職務代理に立候補されます委員の方は挙手をお願いします。

秋山委員：秋山です。

議長：ほかにございませんでしょうか。

立候補者がほかにおられませんので、秋山委員を職務代理とすることを全体に諮りたいと思いますので、秋山委員を会長職務代理と決定してよいと思われる方は、挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員。よって職務代理を秋山さんをお願いしたいと思います。

秋山委員： 失礼をいたします。今、職務代理という役が決まりました。非常に大役なもので、まだ僕も3期目ということで、まだまだ何も分からない中でこの職務代理ということで、非常にちょっと困惑する部分もあるんですけども、できるだけ会長の補佐をさせていただきまして、農業委員会の運営にできるだけスムーズに運べるような補佐をさせていただきたいと思いますので、今後よろしくお祈りしたいと思います。ありがとうございます。

(拍手)

議長： ありがとうございます。よろしくをお願いします。

ここで初回の招集者である市長及び部長、次長は退席されます。

(退席)

続いて、議案第3号、養父市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱をすることとなっております。農業委員と同様に、推進委員になろうとする方の推薦応募をす

ることとしておりました、今回は農業委員と合わせまして、6月27日から7月26日の期間で推薦募集を行い、その結果、12名の応募がありました。定数12名と同数の応募となり、前農業委員会内に審査委員会を設けて審査し、全員を適任者として委員会に報告を行いました。

新しい農業委員さんと同様に活動が開始できるよう、前農業委員会での選考結果を基に、養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則第10条第2項では、この選考結果を次期農業委員会に継承し、次期農業委員会で委嘱するとしております。よって、本議案により、一覧にあります農地利用最適化推進委員の委嘱を決定するものでございます。

私のほうからは以上でございますが、名簿の一覧につきましては、資料の2ページでございます。また、委員の皆さんの経歴等につきましては、3ページから6ページまででございます。以上、よろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第3号、養父市農地利用最適化推進委員の委嘱について、賛成委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定されました。

この後の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。

事務局： ただいま決定をいただきました農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式は、11月4日の委員研修の前に行うこととしております。委員研修会は、既に案内を13時30分としておりますが、それに先立ちまして、13時からこの会場で委嘱状の交付式を行うこととしております。農業委員の皆様におかれましても、立会いをお願いしたいと思います。詳細は、総会終了後に御報告をさせていただきます。

議長： 続きまして、議案第4号、養父市農業委員会運営委員会委員の選任について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 本議案は、農業委員会運営委員会の委員5名を選任していただくものでございます。会長と職務代理者は既に決まりましたので、互選により委員3名を選任していただくこととなっておりますが、なお、選任されました3名の委員は、任意に設置している部会、情報部会、農政部会、振興部会のいずれかの部会長になっていただきますので、よろしく願いいたします。部会の関係につきましては、総会後の全体協議会で説明をいたします。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

運営委員の選任方法につきまして、まず、従来どおり会長、会長代理を含め4名は、各地域(旧町)から1名ずつの委員に出ていただくということでございますので、御異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、私と会長職務代理の地域を除く、あと、旧養父町と旧大屋町の地域の委員は集まってそれぞれ1名を選任し、事務局へ報告してください。

選任が終わるまでは、暫時休憩といたします。

(暫 時 休 憩)

議長 : それでは、再開します。

大屋地域と養父地域の運営委員が決まったようですので、発表してください。

事務局 : それでは、2名の運営委員を発表いたします。養父地域は藤原義幸委員、大屋地域は前川委員となりました。

議長 : それでは、運営委員の残り1名の選出について、私と会長代理、先ほど選出いただきました2名で選考することによろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしですので、別室であと1人の運営委員を選考します。

選考が終わるまで、暫時休憩します。

(暫 時 休 憩)

議長 : それでは、再開します。

私から選考結果を報告します。あとお一人の運営委員に、圓山委員を選考いたしました。

お諮りします。ただいま各地域から選出いただいた前川委員、藤原義幸委員、

さらに選考しました圓山委員を運営委員に決定することについて、賛成委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、よって、運営委員には会長、会長職務代理と前川委員、そして藤原義幸委員、そして圓山委員が決定いたしました。

次に、議事録署名人の指名を行います。

議題の4、総会議席の指定のときにも少し説明しましたが、総会の会議には会長以外に議事録署名人2人が必要となっております。本日は議席の決定、会長及び会長職務代理決定などの議案のため、議事録署名人の指名が議事後となっておりますが、通常は、議事の前に行うこととしております。

本日の議事録署名人は、1番、谷垣委員、2番、吉村委員となりますので、よろしくお祈いします。

この後、全体協議会がありますが、本日の総会の会議につきましては以上となります。

これもちまして、第1回養父市農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 吉村史之

署名委員 谷垣重信

